

平成30年度 大阪府障がい者施策推進協議会
意思疎通支援部会 要約筆記ワーキンググループ 議事概要

日 時：平成30年12月3日（月）10:30～12:00

場 所：大阪府庁新別館北館1階 会議室兼防災活動スペース5

出席委員（五十音順・敬称略）：

- ・上野 哲人 特定非営利法人大阪府中途失聴・難聴者協会 副理事長
- ・小尾 隆一 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 常務理事
- ・藤井 達也 一般社団法人大阪府言語聴覚士会 会長

議題1について

○事務局

- ・資料1により説明

○委員

- ・盲ろう者の支援と比較して議論しようとしているが、盲ろう者と失語症者ではニーズも異なる。大阪府の失語症者の数は、全国の調査データからの推計しかないのか。

○事務局

- ・国は同様のニーズであるとしているようだ。また、失語症者数は推計しかない。

○委員

- ・ならば、具体的な実数が不明なまま、制度構築の議論をしているということだ。

○委員

- ・失語症の方は、障がい者手帳を所持しているのか。
- ・養成講座の定員、受講者を選ぶ基準はどういったものになるのか。
- ・失語症は、どの程度の失語なのか。医師が何らかの形で認定するのか。それともそれ以外の第三者（例えば言語聴覚士）から見て判断されるものなのか。

○事務局

- ・失語症の法律上の定義はない。ただ、実態として支援が必要な方が国の推計値で20万人から50万人いるということ。
- ・講座の定員については、80時間研修を受けてもらうのは10名程度、20～30時間を受けてもらうのは20名程度を想定。1日のみ受けていただく方については、できる限り多くの方に受講していただければと考えている。
- ・養成講座については、2020年度から実施したいと考えている。2020年度にオー

プンする、森ノ宮の「大阪府立視聴覚障がい者情報提供施設」に機能として位置付けて講座を実施していきたい。

○委員

- ・失語症の方は、障がい者手帳をとることが可能。言語障がいに身体障がいもあわせて2級ぐらいの方が多と思う。
- ・法律上の定義はないが、「読む、話す、書く、聞く」の4つの機能が脳卒中、脳出血等で低下・減弱の際に失語症と判断することが多い。医師が診断し、言語聴覚士が医師の指示のもとで支援を行う。

○座長

- ・府は国の研修の中身を当然把握していると思うが、各都道府県が実施するカリキュラムと比べてどうか。

○事務局

- ・他の意思疎通支援と同じように、講師になるためのカリキュラムの方がやや手厚めの内容。ただ、言語聴覚士のみを対象としているため、深さはあるが、日程的には短め。
- ・国が行う研修の際、「対象者数やニーズが不明であるのに、この研修は何を目的としているのか」、「各都道府県に実施内容を任せているが、国として統一した考え方はないのか」といった厳しめの意見も寄せられていると聞いている。

○座長

- ・障がい者制度が変化する中で、様々な資格が生まれた。その際、中身を検討する際は、専門家委員会を立ち上げて検討を行うものだと思うが、失語症支援の分野では、まだそういったことが行われていないのか。

○事務局

- ・それなりに検討はされている（委員提出資料により説明）。

○小尾座長

- ・失語症支援は、ニーズとして、失語症の部分だけが多いのか。例えば、知的等の症状もあわせて持っている方もおられるのではないか。もしそうであれば、失語症の部分だけに焦点をあてると、すれ違いが起こる可能性もあるが。

○事務局

- ・身体障がいを含む障がい者手帳2級をお持ちの方がおられることから、国としては、意思疎通支援者のカリキュラムの中に、身体介助についても含めている。ただ、失語症の方の失語症以外の部分については、これまで明示されていない。

○委員

- ・ということは、そういった個別の事情がある方については、同行援護その他のサービスがあるという理解で良いか。

○事務局

- ・失語症の方も同行援護の対象とするのかと国に質問したところ、「同行援護は視覚障がいがあることが前提なので、対象外」との回答だった。そうしたこと以外は、身体障がい者としての法律上の扱いを受けることとなると思われる。

○委員

- ・年齢が重なると例えば認知症といった、失語症と似たような症状が発現すると思う。サービスに対象年代を設けるようなこともあっても良いと思うが。

○委員

- ・加齢については除外される。ただ、加齢によって脳梗塞が発症し言語中枢が損傷した場合は失語症となる。
- ・その中で、最初に「点（意思疎通支援）と線（移動介助）」の話があったが、「線」まで含めてしまうと非常に大変。今ある制度の中で、上手に分担できないかの検討も必要。大阪府が事業を進めていく中で、関係各所と連携をとっていただけると良いのではないかと思う。

○事務局

- ・資料2についての説明

○委員

- ・実際に市町村では登録は進んでいるか。

○事務局

- ・度合いにはバラつきがあるが、進んでいる。

○事務局

- ・資料3及び委員提出資料についての説明

○委員

- ・日本語においては、漢字は読んで理解できるが、ひらがなは難しい。この資料

は見せ方という意味で非常に有用な情報を提供してくれているので、また活用していきたい。

○委員

- ・要約筆記も、言葉を日本語のとおりを書くとう理解できないということがある。失語症の方にも、より簡易な表現（漢字や絵）で示すのが大切だと思う。

○事務局

- ・参考資料4についての説明

○委員

- ・今後の予定等について教えてほしい。

○事務局

- ・失語症に関しては、2020年度からの実施に向けての重要な論点については整理できた。これをベースに、具体化の検討を進める。
- ・要約筆記については速やかに制度改正する。
- ・新たな意思疎通支援については、今後も国等における動向を情報収集し、必要に応じて検討、議論する。
- ・本日のワーキングにおける論点整理の結果については、改めて意思疎通支援部会に報告する。

以上